

総務委員会記録

とき 令和7年9月8日

国分寺市議会

総務委員会

令和7年9月8日（月）

○出席委員

委員長 森田 たかし
副委員長 小坂 まさ代
委員 鈴木 ちひろ
だて 淳一郎
はぎの 英輔
新海 栄一

○審査事項

- 1 議案第48号 市長の給与の特例に関する条例について
- 2 議案第49号 国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第50号 国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第51号 国分寺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第52号 国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 6 調査 行政改革について

R 7. 6. 5

《報告事項》

- (1) 第四次国分寺市農業振興計画の策定について
- (2) 各選挙の投票結果等について
- (3) その他

午前9時30分開会

○森田委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。



○森田委員長 それでは、審査事項の順に進めてまいります。

まず、議案の審査を行います。

議案第48号 市長の給与の特例に関する条例についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○増田職員課長 おはようございます。それでは、議案第48号、市長の給与の特例に関する条例について、御説明いたします。資料はございません。議案の2ページ目、条例本文をお願いいたします。

本案は、令和7年7月25日の臨時会におきまして、市長が所信表明にて表明された、市長給料月額の削減を実施するための条例となります。まず、第1条では、市長の給料の特例の期間、減額する額について規定したものとなります。具体的には、今定例会で議決いただいた後の令和7年10月から令和11年7月12日まで、現市長の任期中の給料月額について、国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例別表第1に掲げる市長の給料月額90万円から、これの5%の額である4万5,000円を減じた額とするというものでございます。

第2条では、適用除外の規定となります。期末手当と退職手当の額の基礎となる給料月額については、計算の際には第1条の規定は適用しないというものです。

最後に附則でございます。附則第1項で、この条例の施行日は令和7年10月1日ということになります。附則第2項では、この条例が失効する条件を規定してございます。本条例が適用されるのは、基本的に現市長の任期までとなります。括弧内にありますとおり、この条例施行時の市長が任期前に退職した場合は、その退職した日に失効するとしております。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○森田委員長 ありがとうございます。担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

○だて委員 おはようございます。よろしくお願ひします。この件に関しては、代表質問で一定御質問させていただきまして、我々の考え方をお伝えした上で市長から考え方を伺ったので、基本的にはその場でも申し上げたとおり、そうされたいということであれば、特に異論を挟むことはないかなと私は思っているところでございます。

それで伺いたいのが、4年間で大体200万円ぐらい、削減されるということになります。市長のホームページを見ると、その削減分については市民サービスに回したいという記載があるわけなんですが、これは何か具体的に、単純に毎年50万円ぐらいをどこかに使っていくのか、具体的にこういうところに使っていきたいというものがあるのか、その辺で何かお考えがあれば伺いたいと思います。

○丸山市長 御質疑の件なんですけども、減額した額は当然、一般財源といいますか、色がついているものではありませんので、減額したものをそのままどこかにという考え方を持っていないんですが、今、委員から御意見があったように、総額で見るとその程度の金額が出てくるということでありますので、一つは、私の意見としては「ぶんじきづきプロジェクト」等、新しいものも始めようということで私も公約として掲げ、今後、積算にも入っていくところでありますので、あえて言うなら、そういう新しいものに投じていくことにそれをぜひ用いていきたいなど、このような考え方を持っています。

○だて委員 市長のお考えは承知いたしました。この間言った電子図書館とか、お金を充実させてほしいところもいろいろありますけれども、金額的にはそういった金額でございますので大事に使って、せっかく戻していただくわけですから有効に活用していただきたいなというように思いますので、その辺を含めて承知いたしました。

○小坂委員 私のほうでも、代表質問でお考えはお伺いしたところなんですけれども、議案ですので確認させていただきたいと思います。今回の5%という削減率についての考え方と、あと期末手当と退職手当には適用しないという、この辺の整理の仕方について、お考えをお伺いします。

○丸山市長 御質疑の件ですが、今回、私のほうで市長選挙に当たって、具体的に5%という数字も資料等で触れさせていただいているところであります。その理由なんですけども、これは私自身が考えていく中で様々な方に御意見を聞く中で、本当に多様な御意見がありました。先日、だて委員からも御意見があったように、減額そのものが必要ないのではないかといった御意見もあったり、あるいは1割、2割、また3割といった様々な御意見がある中で、一番重要なことは市長の姿勢というものを示す、覚悟を示すということが一義的には大切なことであろうというところで、多くの方から御意見をいただいた中で、割合についても5%というところが妥当ではないかという御意見もいただき、最終的には私の判断でやらせていただいたということあります。

そして適用除外についてなんですが、私は日々の生活の中で削減額というものを求めていくという発想がありましたので、これも月額報酬ということで公約にも書かせていただいたところでありますので、その部分に限ってということでの適用ということで、今回、議案を上げさせていただいています。

○小坂委員 お考えをお伺いいたしました。先ほどの質疑で、お考えとしては新しいプロジェクトに充てていきたいということですので、ぜひ期待したいと思います。

○森田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なしということで、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は举手をお願いいたします。

(賛成者举手)

○森田委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長 続きまして、議案第49号 国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

それでは、担当より説明を求めます。

○増田職員課長 議案第49号、国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。こちらは資料を御用意してございます。途中で新旧対照表なども適宜御覧いただきながら説明したいと思います。

それでは、資料の1、改正概要をお願いいたします。令和7年4月1日に国家公務員等の旅費に関する

法律の一部を改正する法律、以下、旅費法と呼ばせていただきますが、こちらの法律が施行されたことを踏まえ、国家公務員との均衡を図る必要があることから、本市の旅費に関する条例も見直しを行う必要があるため、条例改正を行うというものでございます。

国家公務員の旅費法の見直しについては、制定が昭和25年ということで、必要に応じて金額や運賃の等級等の見直しは行われてきたところでございますが、70年以上にわたり法律の基本的な内容が維持されてきたという経過がございました。一方で、今までの旅費法が国内外の社会経済情勢に合わないものとなってきたということで、今般の国の旅費制度が抜本的に見直されたという状況でございます。また、事務負担軽減を目的として、旅費の計算等に係る規定の簡素化や支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備するなどの対応が行われてきた状況でございます。

続きまして、2の主な改正内容をお願いいたします。現行の旅費条例からの変更点をまとめた表となります。表につきましては、1ページから2ページにまとめてございます。項目については大きく3点ございます。カテゴリーといたしまして、最初の項目については交通費、それから2ページの宿泊費等、その他ということでまとめてございます。

ページを戻りまして、まず、交通費の鉄道賃につきましては、主な改正内容といたしまして、特急料金の距離規定を廃止いたします。続きまして、船賃につきましては、東京都と同様の運賃額を規定するという内容でございます。続いて、航空賃につきましても、東京都と同様の運賃額を規定してございます。その他交通費につきましては、バス運賃とタクシー運賃に加え、改正後はレンタカ一代等を新たに支給いたします。

今、申し上げた点を新旧対照表で申し上げますと、新旧対照表の9ページ、こちらに現行の第12条がございます。こちらが、改正後ですと6ページの第9条になります。それから、船賃につきましては新旧対照表の10ページ、現行が第13条、それから、改正後が7ページの第10条ということになります。続いて、航空賃につきましては10ページ、現行が第14条、改正後が8ページの第11条ということになります。それから、その他の交通費の部分でございますが、現行が10ページ、第14条の2、車賃から、改正後については9ページ、第12条のその他交通費という形に変わります。新旧対照表の部分についても併せて御確認いただければと思います。

続いてのカテゴリーであります宿泊費等の部分でございます。資料については2ページをお願いいたします。上段の宿泊費につきましては、現行の宿泊料に当たる部分となります。主な改正内容でございますが、宿泊費の上限を一夜につき1万4,000円から、旅行先の区分に応じた宿泊基準額に変更いたします。この中で、内国旅行、これは国内旅行のことですが、内国旅行については都道府県ごとに設定し、こちらに例をお示しさせていただいておりますが、最高額が東京都等で1万9,000円、最低額が福島県等ということで8,000円となってございます。外国旅行につきましては国や都市ごとに設定され、当市の姉妹都市でありますオーストラリア（マリオン）ですと2万6,000円ということになります。

その下段の説明でもありますとおり、ただし「特別な事情がある場合は、上限額によらず当該宿泊に要する額を支給」するという形になります。なお、従来、現行では、宿泊料については条例の別表で規定してございましたが、改正後においては、宿泊費の基準額は、国家公務員等の旅費支給規程の別表第2に規定する額を参照することとなります。

続いて、表の上から2番目、包括宿泊費でございます。こちらは新設となります。こちらは交通費と宿泊費がセットになったいわゆるパック旅行商品で、こちらについて、旅費の種目を新設するものとなりま

す。包括宿泊費の上限は、交通費と先ほどの宿泊費基準額の合計額となります。

続いて3番目、宿泊手当でございます。こちらについては、現行で日當に当たる部分でございます。こちらについての主な改正点の内容ですが、昼食代を含む諸雑費に充てるための日當を廃止し、宿泊に伴う諸雑費に充てるための宿泊手当を新設いたします。内国旅行については、一夜につき全国一律の2,400円、外国旅行については、国ごとに設定となります。なお、具体的な手当の額の規定につきましては、先ほどの宿泊費と同様に、国家公務員等の旅費支給規程に定められている宿泊手当の額となります。また、朝食または夕食の費用相当が宿泊費に含まれている場合については、こちらの手当については減額して支給いたします。

新旧対照表の部分を御説明いたします。まず、宿泊費のところでございますが、新旧対照表で言いますと現行が11ページの第16条、改正後につきましては10ページの第13条となります。それから、次の包括宿泊費でございますが、こちらについては新設となり、新旧対照表で言いますと10ページの第14条となります。続いて、宿泊手当の部分ですが、現行が10ページから11ページにまたがっておりますが、こちらの第15条で、改正後につきましては、同じく10ページ、11ページにまたがっておりますが、第15条という形になります。

資料にお戻りいただきまして、その他の渡航雑費でございます。こちらについては、外国旅行に要する雑費として、予防注射料や旅券の交付手数料、その他外国旅行に必要なものの費用を支給いたします。こちらは新旧対照表で言いますと11ページの第16条ということになります。

資料にお戻りいただきまして、3ページでございます。1つ目の米印は、日當の廃止と併せまして、食卓料を廃止いたします。2つ目の米印でございますが、会計年度任用職員の旅費については、常勤職員の例によるという形になります。

それから、(2) 支給対象の見直しでございます。こちらについては、旅行者に対する支給に代えて、旅行代理店等に対する旅費に相当する金額の直接払いを可能にするための規定を追加いたします。新旧対照表で言いますと3ページ、真ん中より下段のところ、第3条第7項となります。

資料にお戻りいただきて、(3) 適正な支出の確保です。こちらについては、旅費条例等に違反して旅費の支給を受けた旅行者に対して旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等から返還額の控除を可能とする規定となります。

最後に、3の施行日でございます。施行日につきましては、令和8年4月1日といたします。また、施行日をまたいだ旅行等に関する経過措置を設定するということになってございます。

説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○森田委員長 ありがとうございます。

担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

○はぎの委員 様々、丁寧な御説明ありがとうございました。今の御説明にありましたとおり、改正概要も納得といいますか、国家公務員の旅費制度の見直しといいますか、国内外の社会情勢の変化に対応させるということで、ぜひこういった見直しが図るべきだろうと思います。その上で、何点か細かい部分で確認をさせていただきたいと思います。

資料の2ページ、その他の渡航雑費の項目になりますけれども、先ほど御説明いただいた予防注射等は、当然、黄熱病であったりとか、様々渡航先によって法律で定められていて、そもそもそういった予防注射を行わないと入国できない等もありますので、必要なものだと認識しております。

そこで、2行目のその他必要なものの費用を支給ということでございますけれども、今回、改めて様々見させていただいたんですが、そのほか必要なものというのは何か具体的に定められているものがあるのかとか、どういった形でそれを選択しているのか、その辺の考え方を確認させていただきたいと思います。

○増田職員課長 こちらにつきましては、外国旅行を命ずる際に必要となるものとして、従来より、外国旅行に関する場合の費用について、支出する項目としてはあったところでございます。今回、旅費の条例自体が国内旅行、外国旅行も含めて同じ鉄道賃、航空賃などの規定をするということになりましたので、改正後に応じた渡航雑費という形で設定させていただいたところでございます。その都度、行く国によって、必要となる経費としてどういったものがあるのかというところはなかなかお示ししにくいところもあると思うんですが、外国に出張命令した際に必要となる経費があった際にについては、その部分について職員に支給するということで、基本的には国で示されたようなこちらのパスポートの手数料とか予防注射の手数料ということで代表的なところを書かせていただいてございますが、実際に渡航先となる国に出張する際に必要なものについては支給するという考え方で運用していきたいと考えてございます。

○はぎの委員 分かりました。今の御答弁にありましたとおり、国家公務員の旅費制度等に、そういったところもほぼ合わせていくというような考え方ということですね。うなづかれていますので、理解いたしました。

また、もう一つ、次の3ページの（2）支給対象の見直しについて、旅行者に対する旅費の支給に代えて、今回、旅行代理店等に対する旅費に相当する金額の直接支払いということで、こちらのほうが旅行者といいますか、職員の負担等も軽減するのではないかなど考えているんですけども、もう少し具体的に、この辺の考え方を改めて確認させてください。

○増田職員課長 まず、国の今までの旅費法の考え方なんですが、出張にかかった費用については旅行者本人、職員に対して支給するという考え方方が大原則になってございました。それが昨今、旅行代理店等によるパック旅行はじめ各種航空券等の手配などについても、旅行代理店を通すというのが一般的になつてございます。そういうところもございまして、事務負担の軽減というようなところで、旅行代理店等に対して予算を直接執行できるというような形で、国の方が運用方法を変えたというところで、当市の旅費条例においても同様の運用を行ってまいりたいというところでございます。

○はぎの委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、最後にありますけれども（3）適正な支出の確保ということで、「旅費条例等に違反して」というような文言もありますけれども、この違反という部分をどのようにチェックしていくのか、本市においては支払調書であったりとか、精算書とか、添付資料を全部つけてというような形で運用を常に行っていただいているところでありますので、これまでこういった旅行条例に違反した例があるのかどうか、そういうことのチェック体制も含めて、そこ辺も確認をさせてください。

○増田職員課長 旅費については、実費部分を支給するというところが大原則でございます。こちらについては、国の旅費法から引いてきている部分もございますが、国の旅費法では、定額で支給するというような形が一般的でございました。そのあたりの運用を基本的に実費支給ということで、その部分を厳格にするというようなところで、旅費法の改正が行われたところでございます。その部分も含めまして、国の旅費法の規定に倣いまして、当市の条例においても規定したところでございます。なお、当市においては実費支給という形で既に旅費については厳格に運用してございますので、そういったことはないと認識してございます。

○はぎの委員 分かりました。本市においては厳格に行っていただいているということですので、引き続き、今回の条例改正も含めて、御尽力をお願いしたいなというところでございます。

私からは以上であります。

○小坂委員 今回の改正に伴う職員の方への御説明、特に施行日前後の取扱いについては、3ページで経過措置を設けるとありますが、この辺をもう少し詳しく教えてください。

○増田職員課長 経過措置の考え方ですが、令和8年4月1日の施行日より前に出張を命じられた場合については、今までのルールの旅費条例の適用を受けて出張するということになります。例えば令和8年3月31日から4月にかけての出張の場合については、従来のルールを適用するという形になります。令和8年4月1日以降の出張については、新条例のルールを適用するというような形が基本的な考え方でございます。

それから、施行日は令和8年4月1日ということになってございますので、これから来年度の予算積算に向けて準備をする時期が参ります。そこに当たっては、先ほど申し上げたとおり日当の廃止であったり、あと宿泊費についても、今まで一律1万4,000円だったところが、宿泊地に応じて国の規程別表に基づいた形での宿泊料という形になりますので、新しいルールに基づいた形での予算積算が必要になるかなと考えてございます。

○小坂委員 ありがとうございました。あともう一点、大変細かいところではあるんですが、今回、新旧対照表の1ページの第1条のところで「必要な基準を定める」という文言が「定めるものとする」と改正されますが、この意味といいますか、効果といいますか、どのような考え方によるものなのか、お示しください。

○増田職員課長 こちらについては、法制執務上の文言整理という形で、今回の改正と併せて修正させていただいたというところでございますので、大きな意味合いの変更点は特にございません。法制執務上の文言整理ということで御理解いただければと思います。

○森田委員長 ほかにございますか。

○新海委員 別にこれに対してというわけじゃないんですけど、ちょっとお聞きしたいのは、今まで、ほとんど全部出張で扱っていたんですけど、旅行に切り替えた理由というのは何なのでしょうか。これを旅行と言われると、市民になかなか説明が難しいんですよ。「職員は何で旅行しているの」と言われるとき、「出張です」と言っても「出張と旅行の区別ってどうつけるんですか」と言われるので、そのあたりはどうになっているのでしょうか。

○増田職員課長 こちらにつきましては、大本の考え方については、国家公務員の旅費法に倣ってというところがございます。それから、東京都の条例なども参考にさせていただいて、今回、旅行命令というような形で文言を整理させていただいたというところで、内容については大きな変更ではございますが、国や東京都に倣って、今回、このような形で改めさせていただきたいというものでございます。

○新海委員 それは分かっているんですよ。そもそも、どうして旅行になったのか、それは国に聞かないとかからないのかな。前に国に言ったことがあるんですよ、これは。だけど、向こうもはっきりした返事は言わなかったのです。何か理由があつて旅行にしたんだと思うんですけど、もともとは出張だったんだと思うんですが、正確には分からないので、法律だから変えるよりしようがないんだけど、市民には細かく説明します。分かりました。

○森田委員長 ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なしということで、以上で質疑を終了いたします。

それでは、討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長 続きまして、議案第50号 国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当より御説明をお願いいたします。

○増田職員課長 議案第50号、国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。こちらも資料を御用意させていただいております。

まず、1の改正概要でございます。こちらの条例改正につきましては、先ほど御審査いただきました職員の旅費条例の改正を踏まえ、市長、副市長、教育長の常勤特別職の旅費制度を見直す必要があることから、条例改正を行うものとなります。改正概要の後段にありますとおり、常勤特別職の旅費の算定方法については、職員の旅費条例の例によるものとし、各種旅費の額に関することは、国家公務員等の旅費に関する法律施行令と国家公務員等の旅費支給規程により國の指定職職員等に支給される額に相当する額を支給することといたします。

続いて、2の主な改正内容でございます。こちらの表も1ページ、2ページにまたがってございます。こちらも先ほどの職員のものと同じように交通費、宿泊費、その他の区分に応じた旅費の種目について、先ほどと同様の改正内容となってございます。なお、額につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり國の指定職職員と同等の額ということになります。

主な変更点、2ページ目でございます。宿泊費等の項目をお願いいたします。現行の宿泊料の上限は1万5,000円でございましたが、国の旅費規程で定められた旅行先の区分に応じた宿泊基準額への変更となります。こちらも先ほどの職員と同じ扱いとなります。具体例といたしまして、内国旅行の最高額は東京都等の2万7,000円、最低額は福島県等の1万1,000円ということになります。また、外国旅行も国や都市ごとに設定され、先ほどと同様、姉妹都市オーストラリア（マリオン）は2万9,000円ということになります。その他の種目につきましても職員の旅費条例と同様の種目となり、額については國の指定職職員等と同様の額になるというところでございます。

続いて、新旧対照表をお願いいたします。改正後の第3条第2項では、常勤特別職の旅費の算定方法について、職員の旅費条例の例によるものといたします。さらに第3条第3項では、今回改められる旅費の種目を規定し、各種旅費の種目の額に関することは国家公務員等の旅費に関する法律施行令と国家公務員等の旅費支給規程により、指定職職員等に相当する額を支給することといたします。

また、現行の別表第2及び別表第3の内容につきましては、改正後の第3条第3項にありますとおり、その額については國の法律施行令や旅費支給規程によるものとなりますので、別表第2と別表第3を削除

いたします。

資料のほうにお戻りいただきまして、施行日となります。こちらの条例の施行日につきましては、先ほどの職員の旅費条例と同様に令和8年4月1日となります。

最後に4、その他条例の改正です。本条例の改正に伴い、改正文の附則第3項にて国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で文言整理を、それから、附則第4項において、市長の給与の特例に関する条例の一部改正で引用条項がございますので、その整理を行います。こちらにつきましては、新旧対照表でそれぞれの条例の改正部分をお示ししてございますので御確認いただければと思います。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○森田委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

○だて委員 説明ありがとうございました。先ほどの職員と、こちらは市長、副市長、教育長ということで、金額などが少し異なっているわけなんですかけれども、先ほど御説明があったように、国家公務員の事務次官クラスと同等の支給額という形になっているということで、先ほどの職員に比べると、宿泊費などはかなり高いところまで一気に上げられたのかなというように思っております。市長も出張が、これで言うと旅行になりますけれども、大変多いお仕事柄ですし、泊まる場所のセキュリティとか、あまり安いホテルに泊まられてしまっても、それはそれでまた困ってしまうわけなんですが、逆に今回は東京都等では2万7,000円までアッパーでいくということで、もちろん一番最高額のいい所に泊まろうなんていうことを考えているとかそういうことを言うわけじゃなくて、宿泊先の選定に関して、金額的にはかなりいい所に泊まれるような金額にはなっているわけなんですが、市民に対して説明する上では、旅行代理店を通していろいろ決めていかれるんだと思うんですけど、宿泊先の金額設定はどういうクラスを探していかれるのか、その考え方というのはどのようになるんでしょうか。

○丸山市長 今の御質疑の件なんですけども、これまでにも、この2か月弱の間に何件か出張へ行かせていただいて、当然、選べる前提に立った上なんですけども、出張先において複数のホテルを私のほうに提示していただいて、私がその中からこれが適切だろうということで選ばせていただいています。私自身は、変な話ですが、ビジネスホテルみたいなものが好きな人間ですので、そもそもそんなに高い所に泊まろうという発想もないんですが、ただ一方で、繁忙期とかそういったときを見ると、ホテルの設定金額自体が、そのいずれを選んでもかなり高い金額になっているということも常であります、そういう意味で、幾ら以下にしますという言い方はできず、今回御提案させていただいた金額上限の中でしっかりとやっていくということなんです。今、委員から御指摘があったように、私もやみくもに高いものを選ぶということではなくて、しっかりと利便性、またセキュリティを一定担保した上で、その中で一番安価なものを選ぶというような考え方を持って、これからも出張、旅行ですか、行って参りたいと思っています。

○だて委員 ありがとうございました。今、市長から、幾つか選択肢があって、その中から選んでいるということで、毎回そうなのかはちょっと分かりませんけれども、そういったケースもあるということで、それは存じ上げなかったので、そういうことなんだということで理解したところです。今の答弁にあったように、繁忙期とかは普通のビジネスホテル、市長のお好きなビジネスホテルも、すごく高いときは高いですし、場所によっては本当に「えっ、こんなにするの」なんていう話も出てきたりしますから、そこは本当に致し方ない部分なのかなと思っています。さっき言ったセキュリティのところも含めて、ある程度

はしっかり考えた上でやっていかなきやいけないお仕事だと思っていますので、そこは適切にやっていただけると思っておりますが、今の御説明を伺いまして理解したところでございます。

○森田委員長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なしということで、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長 続きまして、議案第51号 国分寺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

○増田職員課長 それでは、議案第51号、国分寺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。こちらも資料を御用意いたしております。資料も併せて御確認いただければと思います。

まず、1の改正概要となります。国の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、職場環境の整備の観点から、選択制の部分休業の取得パターンの多様化等を行うほか、仕事と育児の両立支援に関する職員の意向確認等の措置を講ずる必要があるため、当市の育児休業等に関する条例改正を行うというものでございます。

今回の条例の改正点は大きく2点ございます。まず、1点目については、項番2の部分休業制度の拡充、それから2点目につきましては、資料3ページにあります項番3の子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置ということになります。

まず、1点目、項番2の部分休業制度の拡充についてでございます。部分休業は、職員の子が小学校就学の始期に達するまで取得することが可能でございますが、従来の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加えまして、新たに1年につき10日相当を超えない範囲内の形態を追加いたします。部分休業を取得する職員は、どちらかを選択していただく形になります。

その下、(1) 取得パターンを御覧ください。それぞれの部分休業について、取得パターンの時間帯で代表的なものを図式化したものでございます。従来型であります育児休業法第19条第2項第1号に規定される部分休業につきましては、今回、第1号部分休業として整理いたします。今回新設するものは、育児休業法第19条第2項第2号に規定される第2号部分休業として規定いたします。以降の説明の中では、第1号部分休業、第2号部分休業と呼称させていただきます。

改めまして、資料の2ページをお願いいたします。こちらの表につきましては、第1号部分休業と第2号部分休業の取得要件をそれぞれ整理した表となります。まず、対象となる子の年齢の部分でございますが、米印にありますとおり、今般の育児休業法の改正に伴いまして、非常勤職員、会計年度任用職員に

についても、常勤職員と同様に、子が小学校就学の始期に達するまでに対象年齢が引き上げられます。

それ以降の項目でございますが、取得期間については年度単位といたします。1日当たりの取得時間については、表にありますとおり、第1号部分休業は従来どおり30分単位で1日最大2時間、新設される第2号部分休業は1時間単位、または1日単位で取得が可能となります。

年間の取得上限については、第1号部分休業は従来どおり上限はございません。新設する第2号部分休業については、常勤職員、非常勤職員ともに1年度間で10日ということになります。

取得時間帯については、従来の部分休業である第1号部分休業については、従来の勤務時間の始めまたは終わりに取得可能とする取扱いを廃止し、第1号部分休業、第2号部分休業の両方において、勤務が割り振られている時間帯であればどの時間帯でも取得可能という形に運用が変更となります。

それから、取得パターンの変更につきましては、当初に申し出た部分休業、第1号か第2号かについて、表に記載の理由がある場合、特別の事情があれば変更が可能というものでございます。

これらの説明の内容を踏まえまして、新旧対照表をお願いいたします。まず、第6条の配偶者の部分につきましては、配偶者の定義の中に事実婚も含めるというような形で規定を改めます。

続きまして、同ページ、改正後の第12条でございますが、こちらが第1号部分休業の規定、それから、新旧対照表の2ページ、第13条のところが、第2号部分休業の規定となります。それどころかで第1号部分休業、第2号部分休業の承認に関する規定を整理させていただいてございます。

それから、3ページに移りまして、改正後の第14条については、部分休業の取得期間を規定してございます。改正後の第15条については、第2号部分休業の年間取得上限を規定してございます。改正後の第16条につきましては、先ほど申し上げた部分休業の取得パターンの変更について、特別の事情について規定してございます。資料の2ページの取得要件の比較表と併せて御確認いただければと思います。

続いて、資料にお戻りいただきまして、大きな改正点の2点目でございます。資料の3ページの3、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置となります。こちらについては3点ございます。（1）妊娠・出産等の申出時の個別の意向聴取につきましては、本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児に係る両立支援制度の情報提供や意向確認等の義務規定を設置いたします。

（2）子が3歳になる前の個別の意向聴取につきましては、3歳に満たない子を養育する職員に対する両立支援制度の情報提供や意向確認等の義務規定を設置いたします。

また、これらの措置を講ずる期間は、職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間といたします。

それから、（3）聴取した職員の意向についての配慮につきましては、先ほどの妊娠・出産等の申出時の個別の意向聴取と子が3歳になる前の個別の意向聴取により意向を確認した事項への配慮を行うという規定を設置いたします。

それから、資料の4、施行日等です。まず、施行日につきましては令和7年10月1日といたします。それから、経過措置といたしまして、第2号部分休業の取得可能時間については、今回、年度の下半期、10月からこの制度がスタートいたしますので、令和7年度に限りまして常勤職員は10日の半分の5日間である第2号部分休業の上限時間数については38時間45分、非常勤職員については1日当たりの勤務時間数の10日分の半分の5日分というような形で経過措置を設けるという形になってございます。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○森田委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

○鈴木委員 御説明、そして資料を分かりやすく作っていただきありがとうございました。これまでよりも育休の部分休業が柔軟になるということで、とても歓迎したいと思っております。実際に現在、部分休業の制度を使っている職員の方、常勤、非常勤の方がいらっしゃると思うので、その人数を教えていただけますか。

○増田職員課長 こちらの人数につきましては、7月までに取得した職員ということで御説明差し上げますと、常勤職員が26人、それから月額会計年度任用職員が3人という状況でございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。非常勤の方も拡充されるということなので、今後、もしかしたらもっと増えるのではないかなど期待しているところです。

市の職員の方にどれぐらい効果があるのかなというところに関しては気になるところなんですけれども、今のところ、この制度を利用している人の声などを把握する機会というのはあるんでしょうか。把握している声などがありましたら御紹介いただければと思います。

○増田職員課長 これが声という形になるかどうかは分かりませんけれども、現状の部分休業の取得をされる方については、保育園の送迎などで朝と夕方にそれぞれお取りになる方が多いという傾向にあるのかなと認識しております。

○鈴木委員 確かに、第1号部分休業のほうは保育園の送迎などで利用されると思うんですけど、制度に対して、使い勝手というんですか、そういうもので何か声が届いていたりというのは、特ないということなのでしょうか。

○森田委員長 制度に対して、こうしてほしいという声とかですか。

○鈴木委員 そういった声があつたりするのかなと思ったんですけれども。

○森田委員長 新しい制度に対して期待値があるのかとか、新しいニーズがあるのかとか、そういう声が届いているかという質疑だと思います。

○増田職員課長 こちらについては、先ほど説明でも申し上げましたが、今後の第1号部分休業になりますけれども、従来ですと、勤務の始めか終わりにつけなければいけないという制約がございました。その部分でどういったニーズがあったかというところは詳細には確認していないんですけども、新たな取り方として、始めと終わり以外のところでも、勤務の間でも取れるという形に運用が変わるということで、新たな取得の仕方も出てくるのかなという認識はございます。今回の設定で追加される第2号部分休業なんですけれども、こちらについてはスポット的な取得が見込まれるのかなと考えてございます。例えば、保育園等での保護者会とかで、日中の勤務時間中に2時間だけ抜けるというような場合にスポット的に取るような、そういったニーズにも対応できるのではないかと考えてございます。

○鈴木委員 質疑の仕方が悪くて申し訳ありませんでした。よく分かりました。理解できました。

それとはちょっと違う質疑でもう一つ、今回、対象範囲が配偶者から事実上婚姻関係と同様の事情にある方に拡大されるということなんですが、事実上婚姻関係というのはどのような関係性を表しているのか、先ほど、ちらっと事実婚とおっしゃったんですが、改めて御説明をお願いいたします。

○増田職員課長 こちらについては、規定に書かせていただいたとおりにはなるんですけども、括弧で追加させていただいた部分でございます。こちらにあるとおり「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」というようなことになりますので、こちらの規定については、休暇制度のほうでの書きぶりとは違う形での整理には一旦なっているという状況でございます。

○森田委員長 もう少し詳細に御答弁願えますか。

○増田職員課長 失礼しました。こちらにありますとおり、内縁関係にあるような方という想定でございます。

○鈴木委員 分かりました。この事実婚というのが、果たして同性カップルの方々の場合は含まれるのかなということをちょっとお聞きしたかったんです。同性カップルの場合ですと、何をもって事実上婚姻関係とするかというところは、非常に難しいところだと思っています。事実婚の場合、それを証明するときに、例えば住民票と一緒にするというやり方があるのかなと思うんですが、同性カップルの場合だと、住民票と一緒にしていないケースや、住民票の中で「妻（未届）」、それから「夫（未届）」というように記載できないケースが、今、市ではそういうことになっていますので、どういった形になるのかということをお聞きしたいと思います。

○増田職員課長 今回、改正させていただいた内容では、同性婚は含まれないという認識でございます。

○鈴木委員 同性婚はまだ法律で認められていないので、ただ、今の市の仕組みでは、パートナーシップ制度の中に職員の福利厚生も認められるという運用になっていると思いますので、この部分休業が認められるのかとちょっと期待していたんですけど、認められないということになるんですね、分かりました。少し残念だなと思っているんですけども、その点、同性カップルの方も育児をする御家庭はもちろんありますので、法律で認められていないからといって、このような制度の中で対象外とするのはどうなのかと少し思ったんですけども、取りあえず、今回の制度改正の内容については確認させていただきました。

○森田委員長 ほかにございますか。

○だて委員 さっきの説明からすると、1日の中で、中抜けみたいな形で出でていって、それで用事を済ませたらまた戻って勤務されるという、そういう仕組みということでよろしいですか。

○増田職員課長 あくまで取得できる一例として申し上げさせていただいている。あとは、その職員がどう活用するかということになると思います。例えば、その部分を部分休業で取得して、その後に有給休暇を足して、その後はもう勤務しないというパターンも取得可能でございますので、より柔軟な運用ができるかなと考えてございます。

○だて委員 本当に大変柔軟に、いろいろ使っていただける仕組みになるんだろうなと思ったところでございます。これは法律の改正に伴うものでありますけれども、地方公務員の方は基本、全体的に同じような仕組みで、全く同じ仕組みで変わるのが、国分寺市の独自施策の部分があるのか、そこはどうなんでしょうか。

○増田職員課長 今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業法の改正に伴う対応でございます。この部分については、地方公共団体一律の対応が必要になるという状況でございます。

○森田委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

○はぎの委員 御説明ありがとうございました。今の鈴木委員とだて委員の質疑のところで、私もお聞きしたいところが幾つかあったんですけれども、それ以外の部分でいきますと、今回は取得パターンの変更ということで、特別の事情がある場合、請求パターンの変更可能ということでありました。2ページのところになりますけれども、ここに記載いただいている以外でも本当に様々発生するとは思いますけれども、そういう内容の判断とか最初の決裁というのは、現状どなたが行っているのか、その辺も改めて確認さ

せていただきたいと思います。

○増田職員課長 こちらの部分休業の承認については任命権者が行うことになりますので、最終的な決裁という意味では、市長部局であれば市長が決裁するという形になってございます。

○はぎの委員 分かりました。取得パターンの具体的な特別の事情の内容についての判断も市長がすることですか、その辺も御説明いただけますか。

○増田職員課長 そのような取得パターンの変更については、多分、事前に職員から相談が来ると思します。その中で、職員課のほうで詳細なヒアリングをした上で、必要な手続があれば、手続をしていただいて変更というような流れになるのかなと想定してございます。

○はぎの委員 分かりました。ありがとうございます。また、これはどうしても緊急の場合というのもあると思うんですけれども、そういったときの対応はどうされていくのか、そこも確認させていただきたいと思います。

○増田職員課長 その緊急の度合いがどれぐらい逼迫していて、どのように対応するのかというのは、なかなか御答弁差し上げるのは難しい状況かなと思いますけれども、いずれにしましても、申出時には予測できなかつた事態が発生したというところがポイントにならうかと思います。あとは、その部分の変更がいかに早くできるかというところは、職員に丁寧にヒアリングして、できる限り早めの対応が取れればなと考えてございます。

○はぎの委員 分かりました。いずれにしても今回の改正において、離職防止に大変寄与されるようなものになっていただきたいと思いますし、今、御答弁いただいたとおり、本當になるべく柔軟な対応をしていただきて、より多くの方にこの制度を使っていただけるように進めていただきたいということをお願い申し上げまして、終わりたいと思います。

○森田委員長 ほかにございますか。

○小坂委員 御説明ありがとうございました。より働きやすい、働き続けられる職場づくりというのが整備されていっているなど認識しております。また、事実婚についても明文化されたということを評価させていただきます。

一点確認したいのが、かなり柔軟に部分休業が取れるようになるかと思うんですが、先ほど、例えばということで、保護者会について言及がありましたが、子育てしながら働いている中で、突然の子どもの体調不良やけがによるお迎えの要請というのが実際に保育園等から来るんですけども、こういったことに今回の制度が対応できるのかどうかという点について確認させてください。

○増田職員課長 勤務中の突発対応というようなところにおきましては、特別休暇においても、子どもの看護休暇等の特別休暇もございます。そういったところで対応するということもございますので、そういう日中の突発対応の全てをこの第2号部分休業でやらなければいけないのかというと、そうではないという認識もございます。そのあたりをうまく、先ほどの特別休暇、それから有給休暇もそうですけども、そういうものをうまく組み合わせて、職員には柔軟な対応をしていただきたいと考えてございます。

○小坂委員 ありがとうございました。施行が来月の1日ということで、これにつきましても、こういった細かい制度変更になるかと思うので、職員の方への周知をしっかりとしていただきたいと思います。また、会計年度任用職員の方について触れられていましたけれども、教育委員会の職員の方への説明については、職員課でされるのか、教育総務課のほうでされるのか、その点について確認させてください。

○増田職員課長 全体の説明資料等の準備については、職員課が行います。あと、実際に承認するという

ことになりますと、任命権者が教育委員会は別になりますので、そういった任命権者の関係で、すみ分けが発生するところがあるかと思います。ただ、制度自体を設計しているのは職員課になりますので、教育委員会や他の行政委員会も含めてですけれども、そこと足並みをそろえて、施行日に向けて準備をしてまいりたいと考えてございます。

○小坂委員 かなりタイトなスケジュールになるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○森田委員長 ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なしということで、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長 続きまして、議案第52号 国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○澤田課税課長 それでは、議案第52号、国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。資料は2ページのものを御用意しております。

本案は、令和7年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、市条例の規定を整理する必要があることから、改正を行いたいというものでございます。なお、改正法のうち令和7年4月1日が施行日であるものについては、昨年度末に専決処分にて改正を行い、過日の第2回定例会において議会の御承認をいただいたところでございます。

今回の改正の内容は、大きく分けて2点ございます。お手元の資料の1ページに改正の概要、2ページに各条文の改正理由を記載しております。改正の1点目は、個人住民税に係る特定親族特別控除に関する改正となります。該当条文については、新旧対照表を御参照いただきますようお願いいたします。第26条の3から第28条の3の3までとなります。年齢19歳以上23歳未満のいわゆる大学生世代の親族を扶養する方に対し、現行の特定扶養控除の所得要件を上回った場合にも適用される新たな控除を新設するものでございます。これまで、大学生世代の親族の給与収入が103万円以下であれば、一般の扶養控除より控除額の大きい特定扶養控除を受けることができます。しかしながら、給与収入がこの額を超えると扶養者がこの控除を受けられなくなるため、このことが大学生世代の働き控えにつながっていると言われております。新たな控除により、市民税においては給与収入が160万円までは特定扶養控除と同額の控除が受けられ、また、これを超えても、給与収入188万円までは段階的に控除額が減少するものの控除を受けることができるということになります。

2点目は、加熱式たばこに係る課税標準の特例の追加となります。新旧対照表の3ページ下段、附則第22条の2の2となります。加熱式たばこについては、これまで、旧来の紙巻きたばこと比較して税負担が軽いことが課題とされており、平成30年10月から4年をかけて、税負担の差を小さくする改正がなされて

きましたが、今回の改正により、旧来の紙巻きたばこと同程度の税負担となる改正となります。

加熱式たばこは大きく分けて2つのタイプがあり、たばこの葉を直接加熱して発生する気体を摂取するものと、揮発性の液体を加熱し、発生する気体をたばこの葉に通し、その気体を摂取するものがありますが、タイプごとに本数換算方式を規定することにより、両タイプの間に税負担の差が生じない形となります。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○森田委員長 御説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

○だて委員 たばこのところなんですけども、今、説明が一定あって、紙巻きたばこと電子たばこと言われるものの税負担が同じになるということでありました。私は吸わないで、金額の差が、販売価格の差が分からぬんですけど、税収としては、今後、見込みとして何か変わってくる部分があるのか、電子たばこが、結構、今、増えているというような状況の中で、税負担が紙巻きたばこと同じになるということであれば、その分がプラスになっていくのか、その辺の見通しというのはどうでしょうか。

○澤田課税課長 たばこ税につきましては、国から通知が来る際に、どの銘柄が何本換算で課税されているかという詳細なデータまでは届いていないんですが、市場のシェアで言いますと、大体全体の4割程度が加熱式たばこになっているということで、かなりの本数が課税されているということになります。今回の改正によりまして、あくまで市場のアンケート調査レベルの数字を参考にするしかないんですが、税収にはかなりの額、数千万円単位の影響があると考えてございます。

○だて委員 かなりの金額が税収として上がってくる可能性があると思います。全体的に、紙巻きたばこを吸われる方がだんだん少なくなってきたということで、大分移り変わって電子たばこになってきているという傾向もありますので、その辺も含めて、これから推移をチェックしていくべきやいけないなと思っていますが、税収が増えたら、しっかりとその分はたばこを吸われている方への還元というところも含めて、例えば喫煙所の設置とか、その辺も含めてまた何か今後考えていくべきなと思っていますので、その辺はよろしくお願ひします。

○森田委員長 ほかにございますか。

○小坂委員 一点、簡単に確認させてください。1番についてなんですけれども、今回、19歳以上23歳未満の親族とありますが、高校生相当年齢の方の場合には変わらないということかなと思いますが、その点について、御説明をお願いいたします。

○澤田課税課長 高校生年代の方につきましては、扶養控除の通常のものがかかりますが、所得要件10万円緩和といいますものが、収入に対しての控除が適用される範囲が変わりますので、若干、10万円になりますけれども、プラスで働いても扶養から外れない形の改正となります。

○森田委員長 ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なしということで、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案の審査を終了いたしまして、休憩を挟みまして調査事項となります。

この際、10分程度休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時54分再開

○森田委員長 それでは、会議を再開いたします。



○森田委員長 続きまして、調査事項に入りたいと思います。

調査 行政改革についてを議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

○山下デジタル行政推進室長 調査事項、行政改革について、今回、デジタルツールの状況報告につきまして、デジタル行政推進室のほうから御説明させていただきます。

資料の1ページ目なんですかけれども、デジタルツールといたしまして、今回、報告の対象としましたのは、ここの表にあります4つのツールになります。機能や金額等につきましては、御参照いただければと思います。

まず1番目のチャットツールにつきまして、こちらは対象者といたしましては、正規職員と月額会計年度任用職員の全員を対象としておりまして、次のページのグラフを見ていただきますと、全体としては1,100人ぐらいということになりますけれども、最初、令和6年4月のときには400人ぐらいだったものが、令和7年3月には900人ぐらいまでアクティブユーザーとなっております。200人が使っていないというような形になりますが、図の右側にありますとおり、内訳としては正規職員が60人ぐらい、月額会計年度任用職員が140人ぐらいで、ここの中にはありますような形で、使わない理由みたいなものがあるという傾向が捉えられております。

課題といたしまして、利用していない職員の利用の促進、それからあと、職場によっては、そんなに使わないということもあり得るのかなというふうに考えておりまして、ライセンス数の適正化ということを考えていきたいと思っております。

もう既に、電話とかメールに並ぶコミュニケーションツールとして定着をしておりまして、さらに問合せボットみたいな形で、今まで内線電話で「こういうことをやってください」というふうに頼んでやっていた、そういった作業が庁内にはいろいろあるんですけれども、そういったものがチャットで送られてくることによって、まず組織内で共有されやすくなりました。さらに、書いてあることによりまして、漏らすことがなくなったというようなことで、効果も上げているというふうに考えております。

なお、資料は令和7年3月現在という形になりましたが、今日現在で、既に1,000人ぐらいがアクティブユーザーになっておりまして、このときよりも100人ぐらい増えています。利用の促進につきましては、そういった形で図っているところでございます。

続きまして、議事録作成支援ツールになります。こちらにつきましては、今までテープ反訳委託料としてお金をかけていたところにつきまして、このツールを入れることによって、経費の削減ということが図られております。

課題といたしまして、この機械というかツールは、音声を文字にするときに、十分な音量で入ってこないと認識できないという問題がありまして、マイクとかの使い方だったりとか、そういった部分をしっかり理解していただくことがとても重要であるということが、この1年間で分かってきております。引き続き、そういったところについては研修等で手当てをしていきたいというふうに考えております。

ただ、もう既に8割から9割という識字率が認められているものが多く、これを使って、こういった業務の効率化というのは進められるというふうに判断しておりますので、今後につきましても、研修等を通して利用の促進を図ってまいるとともに、テープ反訳にかかるような経費の削減等につなげていきたいと考えているところでございます。

続きまして、生成A Iです。こちらにつきましては、対象の職員としましては、希望された全ての職員ということになりますて、全ての職員といいましても、正規職員だけなんですけれども、希望すれば使えるような形で、今、考えているところでございます。

状況といたしましては、当初は60人ぐらいからスタートしておりますて、本年4月には利用したいという職員が90人ぐらいいたんですけども、先日の一般質問にもございましたが、既にもう160人ぐらいの職員から希望を受けておりまして、1日に70人から90人ぐらいの職員が頻繁に利用しているというような状態で推移しているというふうにモニタリングしているところでございます。資料では四、五十人となっていますけれども、もう既に増えているというような状況でございます。

このツールの利用のメニューといたしまして、使える文字数というのが決まっているんですけども、その文字数が足りなくなってしまって、月末には生成A Iが使えないというようなことが昨年度はありましたので、今年度は、その枠を拡大して利用しているというところでございます。

使い方としましては、企画書のアイデア出しだったりとか、例えば、小さな話ではあるんですけども、メールの文章を作成するのにもアイデアを出してもらったりとか、かなり高度な使い方としては、エクセルの関数とか、それからあとマクロの作成だったりといったところもやってもらったり、また、国とか都から比較的量の多いP D Fの資料とかが出てきて、そこに要約版とかがついているんですけども、それを読んでも全然要約されている感じがしないようなものについて、生成A Iに読ませることで、より理解が深められたというような、そういった事例も出ております。

この入れているシステムというか、ツールにつきましては、事業者のほうが生成A Iの進歩に合わせて、いろいろと機能の強化をしてくれておりますて、例えば、R A Gという機能があるんですけども、独自のA Iで、自分たちが、例えば、例規とかを覚えさせて、その中だけで回答をつくってもらったりとか、それからあと、絵とか、そういったものを読み込ませることで、その絵に何が描いてあるのかを分析させたり、あとアンケートとかについて、内容を分析する機能なんていうのも付け加わってきておりますので、そういったものが効果的に活用できるように、今後も研究を進めてまいりたいと考えております。

課題といたしましては、160人の申込みがあったとはいえ、正規職員は600人おりますので、まだ少ないのかなというふうに考えておりまして、さらに利用の促進を図ってまいりたいと思います。

総括といたしましては、使っている方につきましては、比較的いい使い方をされているということが分かっておりますので、そういったことが、もっと庁内で共有されることによって、さらに効率化につながっていくように、今後も促進をしていきたいと考えているところでございます。

最後なんですけれども、A Iチャットボットというものを入れておりますて、今までの3つのツールにつきましては、令和6年度の当初ぐらいから入っているものなんですけれども、こちらにつきましては、

令和6年度中ではあるんですけども、令和7年1月からスタートしているものになります。

このツールの範囲としましては、市のホームページの中で「妊娠・出産について」とか、「引越し・届出・証明・マイナンバーについて」とかといった、ライフイベントに係るワンストップの業務の説明ができるようにということで、今、範囲を絞って展開をしているところでございます。

次のページの表を見ていただきますと、ここにありますのは6か月分ですけれども、大体、1か月当たり90人から200人ぐらいの利用がございました。

この図でオレンジ色のところというのは、期待した回答が返ってきて「解決」というフィードバックをくれた人、緑色のところというのは、回答がちゃんと返ってきてない「未解決」というフィードバックをくれた人、ねずみ色のところは「無回答」で、解決か未解決のどちらかになっていたはずなんですが、そういうといったフィードバックをくれていないというような状況になっております。

御覧いただいてお分かりいただけますとおり、ちょっと利用者数が少ないのかなというところと、あとフィードバックで、利用者が「解決」と回答した件数が「未解決」よりも少なくなってしまっているというところを課題として考えております。

この原因なんですけれども、A I チャットボットが、まずスマートスタートとしてスタートしたことによって、回答ができる範囲が狭くて、例えば、この「未解決」というところには、この範囲を超えたところでの質問があったことによって、そういう結果になったものもございました。そのため、まず、対策といったしまして、ホームページの全体を覚えさせて、市に対する業務の多くのことに回答ができるようにしていこうというふうに考えているところでございます。それによって、まず「未解決」というところを少なくして、このシステムは使えるなというような印象を持っていただくことで利用率を伸ばしていくたいと思います。

さらに、チャットボットはどこから入ればいいのかというような問合せもありますので、そういった露出といいましょうか、分かりやすさというものを、もう少し考慮いたしまして、ホームページの所管課と共に対応を図ってまいりたいと考えております。

最後なんですけれども、デジタルツールはこの4つに限らず、様々なツールがこれからも生まれてくると考えておりますし、現状としても存在しておりますので、御報告したとおり、今あるものを促進してまいるとともに、また別途、いろんなツールについても研究を重ねまして、デジタル化というものを推進しまして、市民サービスの向上や行政の効率化というものを実現してまいりたいと考えております。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○森田委員長 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

○だて委員 御説明ありがとうございました。各デジタルツールの状況ということで、大変様々な場面で活用いただいているということで、事務効率というのも高まっていくというところもあるかと思いますし、市民からしても、いろんな形で、チャットボットなんかを含めて利用していっていただけるように、いろいろ課題はまだあるかと思いますが、進めていただきたいなというように思っています。

基本的に、このデジタルツール、今回、4つ取り上げて御説明いただいたわけなんですが、デジタルというところで、セキュリティの部分とか、トラブルですとか、管理ということでおかしなところ、内部でちょっと間違った使い方とか、あまりないと思いますけど、不正な使い方とか、いろいろあるかと思うんですけれども、そういうところの管理監督というのは、デジタル行政推進室のほうで全部分かるような

仕組みになっているのか、その辺はどうでしょうか。

○山下デジタル行政推進室長　　今回、御報告いたしました4つのツールにつきましては、当室のほうでモニタリングをしておりますので、不正な使い方等も全て分かるようになっています。

ちなみに、そういう使い方は今のところないというところでございます。

○だて委員　　そこも聞こうかと思ったんですけど、ないということでございましたので、よかったです。ただやはり、だんだん使われる方が、生成AIなんかも含めて増えてくると、そういう誤った使い方をしてしまうとか、そういう方もおられると思いますので、そこら辺はしっかりと、引き続きモニタリングをして、チェックをしていただきたいなというふうに思っています。

気になったのは、チャットボットのところで、室長からも課題についてはあったわけですが、金額的に5年で6,000万円という、ほかのツールに比べて非常に大きな金額がかかっているということで、年間1,000万円以上の経費がかかっているという計算になるわけでございますが、それに対して、使っている件数としてはこのぐらいということでございまして、なかなか、まだこれから、市のホームページが割と見やすいので、チャットボットを開くまでもなく、調べてクリックしていく、ある程度見えていく、分かってしまう部分もあって、分かってしまうと言うとあれですけど、たどり着いてしまうというところもあろうかなというふうに思ってはいるんですが、こういった金額をかけてやっていく以上は、しっかりと活用していただいて、一手間でも二手間でも市民の方の時間が無駄にならないような形でチャットボットを使っていただけて、「ああ、よかったな」と思っていただけるようにしていただきなければいけないと思っていますので、そこは引き続き、5年契約ということで、まだこれからしばらく契約期間はあろうかと思いますが、改善に向けて取り組んでいただいて、利用を拡大していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山下デジタル行政推進室長　　今、委員からおっしゃっていただいたとおり、市民の利便性の向上のためには、こちらがしっかりと使えるように、いろいろと手を打って、最終的には「これがあつてよかったな」と皆様に思っていただけるようにしていきたいと考えております。

○森田委員長　　ほかにございますか。

○はぎの委員　　様々御説明ありがとうございました。AIチャットボットの件は、今、だて委員の御質疑のところでも様々ありましたけれども、私もお聞きしたいところでございました。

やはりこの露出の部分、先ほど課題として挙げられておりましたけれども、今回、市公式LINEの導入も打ち出されているところでありますので、他自治体においては、市公式LINEのリッチメニューの一番見やすいところにAIチャットボットが設定されているというのが結構多いのかなというところでありますので、そういうところもぜひ導入していただけると、さらに利用者が拡大するのではないかなと思っております。その辺、もう予定はされているという感じでしょうか。確認させていただきたいと思います。

○木村市政戦略室長　　今年度中に導入を検討しているLINEですけれども、まずLINEについては、いわゆる情報発信の部分に焦点を当てていくという形で、現段階では、AIチャットボットについてはLINEへの実装は見送っているという状況でございます。

○はぎの委員　　分かりました。段階的にいろいろ行っていただく中で検討いただけるのかなと思っておりますので、他自治体のそういう情報について、様々、収集していただく中で、本当に皆さんを使いやすい形で、ぜひ本市におけるAIチャットボットの推進を進めていただきたいなというふうに思います。

今回の一般質問でもRPAの話がありましたけれども、最近では、AIとRPAをドッキングさせて、IPOですか、そういった、もう業務全体を見ていくようなものも、様々、今、研究が進んでいるところでありますので、まだ行政として、そういったところまで導入するという段階ではないと思うんですけども、そういったところも見据えていただいて、まずはこの4つ、始まったばかりというところでございますので、またこういった形で適宜御報告いただく中で、進捗を確認させていただきたいと思いますので、引き続き御尽力お願い申し上げます。

○森田委員長 ほかにございますか。

○小坂委員 何点か確認をさせていただきたいと思います。

議事録作成支援ツールなんですけれども、こちらを利用することによって、ホームページ等で公開されている様々な委員会や協議会の議事録について、公開までの期間が実際に短縮されているのかどうかというようなことはいかがでしょうか。

○山下デジタル行政推進室長 申し訳ありませんが、現段階では、まだ公開期間に係る効率化みたいなものの指標は取っていないという状況なので、具体的な部分で、そこをお答えすることはできないというところでございます。

○小坂委員 分かりました。現在のところ、まだということなんですけれども、委員会や協議会の議事録が、かつて長い間、公開されていないようなこともありますので、その確認も含めて、ここの効率化がどのように進んだのかというのは、ぜひ検証をしていただけたらというふうに思います。

生成AIについては、私自身、お恥ずかしい話、ようやく使い始めたところでして、どう使いこなしていくか、これから非常に重要になってくるなというふうに思っているところです。

また、職員の方の利用を増やしていくというようなところで、研修なども必要なのではないかと思いますが、こういった点についてはいかがでしょうか。

○山下デジタル行政推進室長 各ツールにつきましては、対面という形の研修は、やっているものもあるんですけども、基本的にはビデオを見ていたいたりとか、そういったオンデマンドに近い形での研修を必ず行うように考えているところでございます。

○小坂委員 そうですね。集まって研修というよりも、それぞれの職員の方が空いた時間といいますか、御都合のよい時間に見ていただけるようなオンデマンドの対応がよいのではないかなというふうに思っております。ぜひ進めていただけたらと思います。

今回、このAIチャットボットの利用が、今のところ、まだ少ないということで、生成AIのほうに「自治体のAIチャットボットの利用者を増やすにはどうしたらいいでしょうか」というような質問をしてみたところ、幾つか答えてくれて、認知度アップですとか、使いやすさ向上ですとか、細かくいろいろ出ておりました。

その後に「チャットボット利用促進ターゲット層とアプローチ方法について整理をしましょうか」といったような申出もあるぐらい、どんどん進んできているなというところですので、利用者の方が使いやすいように、ぜひ研究を進めていただければと思います。

○森田委員長 ほかにございますか。

○小坂副委員長 森田委員。

○森田委員 多々御説明ありがとうございます。本当に、今ございましたように、デジタルツールって、もうあって当たり前の世の中になってきてるんですよね。多分、10年待たずして、本当にもっと身近と

いうか、もう本当に当たり前だという感覚が加速すると思います。

そんな中、3ページの生成AIのところなんですかけれども、ツール適用範囲が希望職員とございますが、希望した職員の年齢層による差とか傾向とかってあるんですか。若年層が多いとか、もし分かればお願ひします。

○山下デジタル行政推進室長 今、年齢層という指標は取れていません。職員番号しか把握していませんので、職員番号で多少分かるかもしれないんですけども、比較的若い職員のほうが多いのかなと思うんですけれども、明確には答えが出ないというところでございます。

○森田委員 ありがとうございます。分からぬということで理解しました。

想像するに、デジタルネイティブの方とか、若い方のほうが比較的登録されるのかなと。一方で、私ももうすぐ50歳なんですかけれども、それ以上の方というのは、なかなか新しいものにトライしてみようかなというのは、結構、二の足を踏んでしまう状況もあったりとかするので、府的には、そういった年齢が上の方に対して、しっかりとアプローチをして使っていただくような、また、先ほどもありましたが、研修をしていただくことをお願いさせていただくのと、あと市民の方にも、このAIチャットボットの利用がまだまだ少ないということなので、全般的になんですかけれど、デジタルデバイド対策というところになるのかなと思うんですけれども、しっかりと分かりやすく、使ってみると結構便利で意外と簡単なんだなど分かるような形で、周知や使っていただくような仕組みをお願いしたいんですけども、一言お願ひいたします。

○丸山市長 今、いろいろと御意見もいただきまして、やはり大事なことは、まずAIチャットボットについて言えば、それがどういった目的で、どういった位置づけで使っていくのかということを、ホームページ等も含めて、改めてその位置づけをしっかりと持たなければいけないということだというふうに思っています。単純にホームページがあるからとか、AIチャットボットがあるからということではなくて、それぞれがどういう連携をして、どういった目的があって、その役割というものを果たしていくのかという全体像をしっかりと持つということが、これから必要だということで、既に私のほうから、担当課含めてそういった全体像を持つようにということで、今後のホームページの改訂を含めて進めているところで、またそれが進めば御報告もしていきたいなと思っています。

また、職員についても、森田委員、また、ほかの委員からも御指摘があったように、今後、この生成AIをはじめ、デジタル技術がこれから加速度的に進んでいく中において、我々職員が何をしていかなければいけないのか、どういった能力が必要なのかということでも、改めて、今、デジタル人材ということで、一定、計画は持っていますが、その点についても不斷に見直しを行っていくということと、やはり私もこれは自分の政策として掲げていますが、そもそものIT、デジタル知識等々を含めて、研修制度というものをしっかりと構築をして、特定の職員ということではなくて全体として、職員として必要な素養というものもしっかりと身につけていくということ、これがひいてはデジタルデバイドの解消にもつながってくると、このように考えておりますので、繰り返しになりますが、全体像というものをしっかりと持って、その上で各施策というものを位置づけていくと、それを使っていくということを今後進めていきたいと、このように思っています。

○森田委員 御説明ありがとうございました。本当に、誰もが使いやすいデジタルツールの推進というものを、ぜひ今後ともお願ひいたします。

○森田委員長 ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なしということで、質疑を終了いたします。

それでは、調査、行政改革については引き続き調査することとし、継続したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○森田委員長 御異議なしと認め、継続と決しました。



○森田委員長 続きまして、報告事項を受けたいと思います。

報告事項1番 第四次国分寺市農業振興計画の策定について、御報告をお願いいたします。

○飯塚経済課長 私からは第四次国分寺市農業振興計画の策定について御報告いたします。資料はNo.1－1とNo.1－2を御用意させていただいています。

初めに資料No.1－1になります。1の趣旨につきましては、第一次から第三次までの計画の策定と展開についてお示ししているところですが、最終段落のなお書きにありますとおり、第四次におきましては、第三次の第2章に位置づけていた農業基本構想については、東京都の地方計画の見直しなどに迅速に対応できるよう、計画から独立させることとしております。

2の経過になりますが、1ページから2ページまでお示ししているとおり、令和7年2月4日に開催されました閉会中総務委員会において、策定スケジュールやアンケート項目について御報告した後、アンケートの実施、関係団体のヒアリングに加えまして、全8回予定している策定検討委員会が5回まで開催され、原案が策定されましたので、今回の御報告になってございます。

3ページをお願いいたします。今後の予定につきましては、パブリック・コメントや市民説明会の開催の後、府議、議会報告などを経て、令和7年度中の決定に向けて進めてまいります。

続きまして、4ページをお願いいたします。左側が現行の第三次、右側が第四次の内容を記載し、新旧対照表としてお示ししてございます。文言は変わってございますが、基本的な内容は継承しつつ、新たな要素を組み込んだものとしてございます。

右側、第四次の内容になりますが、基本目標につきましては、第三次から継続して推進する必要があるものとして、変更はございません。

基本施策につきましては、人、物、金になぞらえ、1から3を農業者、農地、農業経営を対象にしてございます。これに加えまして、4が地域を対象にしたものとしてございますが、左側、第三次の展開方向③と⑤を統合し、一体的に施策を実施することで、より効果的なものとなるよう設定いたしました。

続きまして、5ページをお願いいたします。主な施策にひもづけた主な取組をお示ししてございます。

先ほどの4ページの説明と同様になりますが、主な取組につきましても基本的な内容を継承しつつ、新たな要素を組み込んだものとしてございます。全部で36項目の取組となってございますが、新規が7件、更新が21件、継続が8件としております。

構成の大きなものといたしましては以上となります。現行計画では複数ページにわたって、繰り返し似た内容を掲載している傾向がございましたので、施策の対象を明確に整理し、統合や組替えの上、読みやすさ、分かりやすさを意識したものといたしました。

続きまして、資料No.1－2をお願いいたします。第1章から第4章までの構成に資料編を加えたものになつてございます。

53ページから始まる第3章と第4章に、ただいま資料No.1－1で説明したものを具体的な取組として記載してございますが、68ページからの資料編につきましては、今後、用語集や策定検討委員会の委員構成、議題などを掲載する予定となってございます。

大変雑駁ではございますが、私からの報告は以上です。

○森田委員長 担当からの報告が終わりました。質問のある方は挙手にてお願ひいたします。

○新海委員 報告ありがとうございました。大分まとまってきたけども、農業者が困っているところが、後継者問題でいろいろありますけど、一番困っているのは相続税対策です。資料No.1－2の28ページにありますとおり、何しろ相続税が圧倒的に高いと。これは、要するに都市部だけ困っているんですね。田舎のほうは土地評価額が安いから、たくさん持っていても、相続税はたかが知れているんですね。ですから、市長にお伺いしたいんですけど、井澤前市長にも言ったけど、市長会でこの都市部の相続税軽減を求めているのかどうか。やったことがあるような気がするんですけど、どうでしょうか。

○丸山市長 今、新海委員から御質問いただいた件ですが、東京都特有の、一つの首都圏の大きな課題であると、私もそのように認識をしています。

今、市長会として申入れをしているかのお伺いなんですかけれども、私も現状、そこまでは把握をし切れていませんので、まず、その情報収集に努めた上で、こういった声があるということは、適切な形で、今後まとめていきたいなど、このようには考えています。

○新海委員 よろしくお願ひします。多分、求めていると思うんですけども、東京都ばかりではなくて、東京都は当然、要請して、知事が対応してという形になるんですけど、首都圏全体でね。首都圏全体の市長会があるかどうか分からんんですけど、そういう形で協定して、国に要望するというような動きも、ぜひしていただければと思いますので、一応、要望しておきます。

○森田委員長 ほかにございますか。

○小坂委員 まず、資料No.1－1のほうなんですかけれども、大変分かりやすく整理をしていただきまして、今回の第四次の計画が読みやすく、分かりやすくなつたなというふうに思っているところです。

5ページのところで、新規項目も明記をしていただきまして、先ほど御答弁にもありました、7項目が新規ということです。これを見ますと、やはり東京都との連携ですか、東京都の補助制度の周知、活用など、「東京都」という文言が多数見られます。今年の予算特別委員会の質疑の中で、策定検討委員会の中に東京都の職員の方も2名入られて、より専門的で幅広い意見収集ができそうだというような御答弁があったのを、議事録のほうで確認をいたしました。

今回、計画策定に初めて東京都の職員の方が加わったということなんですかけれども、現時点での御担当としての御見解といいますか、どうだったのかというのがありましたら、お伺いをしたいと思います。

○飯塚経済課長 小坂委員のおっしゃるとおり、東京都の職員に御参加いただいた策定検討委員会というのは、今回、初の試みとなってございます。

そういう会議に御出席いただく中で、より分かりやすい東京都の補助金ですか、認定農業者に関する広域認定、これは市を超える枠組みになってございますので、東京都の職員がいるからこそ、委員の中で理解を深めることができたというふうに考えてございます。

○小坂委員 今回、委員に入っていただくことで、関係性も深まったのではないかなというふうには想像をしているところです。

東京都のほうでは、令和3年に東京都有機農業推進計画というものが策定をされていますが、本市の今

回の計画策定の議論の過程で、その計画との関連ですか、有機農業について触れられたような議論の過程はあったのかどうか、確認をさせてください。

○飯塚経済課長 有機農業というキーワードでは議論はされてございません。

小坂委員のおっしゃる有機栽培につきましては、実際に農業者からは、面積が足りないことや、形が不ぞろいの農作物が売れるのかという不安の声もいただいてございます。既に市内農家は減農薬について努力されている現状にはございますが、計画上では62ページにございますG A P認証やエコ農産物認証制度の周知、活用支援を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○小坂委員 確認をさせていただきました。

アンケート結果を見ますと、環境保全型ですか環境循環農業への関心が高いことが見てとれますので、そういったことからも、今後も御意見を伺いながら進めていっていただければと思います。

あと、ちょっと別の観点で、同じく資料No.1－1を見ますと、様々な関係団体からヒアリングをしていただいて、今回の計画策定を進められたということが分かりました。アンケートの項目などを見ても、本市の農業において、こくべじというものが大変大きく、またブランディングの強化といった文言も見られたところなんですけれども、関係団体とのヒアリングの中に、こくべじプロジェクトというのが見当たらなかったんですけども、この辺の整理について、御担当の見解をお伺いいたします。

○飯塚経済課長 こくべじプロジェクトにつきましては、日頃から検討会議ですか、様々なイベントを通じて、交流ですか意見交換ができるというふうに考えてございまして、そういった観点から、今回のヒアリングについては、ほかの団体の方たちを軸にして進めてまいりました。

ただ、この策定検討委員会の中で、素案を作成する前段でございますが、こくべじプロジェクト検討会議の会長にお越しいただきまして、御自身の農業ですか、こくべじプロジェクトの取組についてお話を聞いてございます。そういったことから、一定、こくべじプロジェクトの考え方、意思というのは、策定検討委員会に浸透されているというふうに考えてございます。

○小坂委員 日頃から丁寧に意見交換をしていただいているということです。

こくべじについては2016年から始まったプロジェクトということで、間もなく10年が経過すると思います。国分寺市として、大変大切なこくべじについて、ぜひ市としても、この10年を検証したりですか、ビジョンの共有ですか、また、今後、専属の担当者をつけるなどといった研究も進めていただきたいと思いますが、御担当の御見解をお伺いをいたします。

○飯塚経済課長 こくべじプロジェクトにつきましては、他市の職員からも羨望のまなざしで見られるような事業となってございます。引き続き関係団体と連携しながら、さらなる魅力の発展に向けて努めてまいりたいというふうに考えます。

○小坂委員 ぜひお願いしたいと思います。

関連で、こくべじプロジェクト推進連絡会というのがあるかと思うんですけども、最近の状況について把握していることがあれば、お伺いします。

○飯塚経済課長 推進連絡会のほうは年2回開催されてございまして、主に予算ですか実施する事業の大枠の部分を承認するという組織体になってございまして、具体的なこくべじプロジェクトの活動については、検討会議のほうで議論されているというふうになってございます。

○小坂委員 最後のところ、検討委員会ですか、もう一度、お願ひします。

○飯塚経済課長 こくべじプロジェクトの検討会議というふうになってございます。

○小坂委員 推進連絡会のほかに検討会議といった会議体があるということですね。

○飯塚経済課長 親会という形で推進連絡会がございまして、その中では予算ですとか計画の全体の大枠の流れというのを御承認いただく組織体になってございます。その下部組織として検討会議が、具体的な日程ですとか実施の内容とかを決めていくというような形になってございます。

○小坂委員 その中に経済課の職員の方ですとか市の職員の方も入られているというような認識でよろしいでしょうか。

○飯塚経済課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○小坂委員 詳細な御説明ありがとうございました。

別件でもう一点、学校給食との関連について、お伺いをいたします。

学校給食に地場野菜を入れていく地産地消の推進というのは、非常に重要だと考えています。63ページのほうにも、学校給食への利用促進を図るというような文言も見られます。実際に小学校において、栄養士の先生がこくべじを使用したい場合に、現在、どのように地場野菜が小学校に入っているのかという点について、お伺いをいたします。

○飯塚経済課長 基本的には学務課が所管してございますが、学校と農業者の方が直接やり取りしたりとか、JAを経由したりするケース等、様々なケースがあるというふうに認識してございます。

○小坂委員 ありがとうございました。学務課の担当ということで、大変失礼をいたしました。

小平市のホームページを見ましたら、地場野菜の導入率が30%を超えていて、夏野菜の全盛期の6月、7月は50%を超えているというような表記がありました。

大きく伸びた要因として、配送面の整備に対する補助金ですか、給食運営費に地場野菜の使用に応じた補助金といったものを実施しているようです。こちらの金額は、令和7年度の小平市のものを見ましたら、585万円というようなことでした。こういったことに関しても、情報共有ということで、お話をさせていただきました。学校給食について、これから食育、地産地消の取組を進めていただければと思います。要望で終わります。

○森田委員長 それではここで、市長より発言の申出がありますので、これを認めたいと思います。

○丸山市長 先ほどの新海委員からの質問について、確認をさせていただきましたので、改めてお伝えをさせていただきます。

令和7年度の東京都予算編成に対する要望事項ということで、東京都市長会の建設部会の名前で、農業を継承できる税制の構築ということで、相続税等の軽減措置などは求めているところであります。

先ほどの答弁の続きになりますが、引き続き同様の内容を求めていくとともに、また近隣の市長とも、本件についても様々に対話し、情報収集に努めて、どういった形が取り得るのか、今後もしっかりと取り組んでいきたいと、このように思っています。

○新海委員 ぜひ、よろしくお願いします。近県の人も含めて、何としても。動いても、田舎の国会議員が多過ぎちゃって、なかなか難しいんですけど、都市部の人も力をつけるように、応援体制をよろしくお願いします。

○森田委員長 それでは、ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なしということで、報告事項1番を終了いたします。



○森田委員長 続きまして、報告事項2番 各選挙の投票結果等についてを議題といたします。

担当より御報告をお願いいたします。

○戸部選挙管理委員会事務局長 それでは、報告事項2、各選挙の投票結果等について、御説明を申し上げます。

まず、1番目の各選挙の投票率につきましては、そこに記載のとおり、東京都議会議員選挙については23区26市中最も高い投票率、それから参議院議員選挙につきましては、文京区、それから武蔵野市に次いで、3番目に高い投票率ということになってございます。

それから、2番目の期日前投票状況でございます。今回の選挙より新庁舎において期日前投票所を設置しましたが、混雑による混乱も少なく、終始円滑に投票事務を行うことができ、投票者数につきましても堅調に伸びてございます。c o c o b u n j i プラザにつきましては、開設日数を3日間に拡充したことにより、投票者数の大幅な増加となってございます。

それから4番目につきましては、投票区別投票率ということで、今回、新庁舎のほうに期日前投票所を開設したということで、その期日前投票所の周辺の第四小学校とか、それから第四中学校の投票率がよかつたというような状況となってございます。本町地区の第3投票区につきましては、都議選と参院選とともに、期日前投票者数が当日投票者数を上回っているというような状況になってございます。

5番目から7番目につきましては、特に管理執行上問題となった事項についての報告となります。

まず5番目でございます。転出者用入場整理券の送付先住所の文字切れということでございます。

今回、転出有権者につきまして、入場整理券発送後に216件の住所の文字切れが判明したところでございます。原因につきましては、印字の設定ミスということでございます。実際の対応としましては、送達されないと思われる89件に速達で再発送したということでございます。

選挙人からのお問合せは、1人の方から「2通届きました」というようなお問合せがございましたが、投票への影響はなかったというふうに考えてございます。

それから6番目の当日投票管理システムの不具合についてでございます。こちらにつきましては、選挙当日の投票開始後に、幾つかの投票所において入場整理券のバーコード情報が読み取れないという不具合が発生したところでございます。原因につきましては、システムの標準化に伴い、バーコードの桁数が増加したこと、それから修正プログラムの適用がきちんと行われていなかつたということが原因でございます。

対応としましては、バーコードリーダーを使用しないで、5桁の番号、これは投票所の選挙人名簿のページ数と、それから名簿登載番号を手入力をして対応したところであり、その対応後につきましては、最後まで順調に受付事務が行われたということでございます。

それから、最後に7番目の選挙公報の配布遅延でございます。こちらは地域の一部において、選挙公報の配布遅延が生じたということでございます。

原因につきましては、ちょうど配布する時期が猛暑となり、熱中症対策を講じつつ、日中を避けて配布していましたが、泉町二丁目、新町二丁目、光町一丁目において遅延が生じてしまったということでございます。

対応につきましては、事業者のシルバー人材センター等が急遽配布するなど対応を行ったということで、全ての配布が終わったのは、投票日前日の正午頃であったということでございます。

なお、東京都、それから市の条例におきましては、選挙公報はその投票日前日までに配布することが規

定されており、条例に抵触することはないということでございます。

今回の事例を踏まえまして、今後につきましては、一刻も早く選挙人に選挙公報が届けられるよう、事業者と再度協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、資料にはございませんが、今回、投票済証のほうをオリジナルに作成しまして配布をしたというような状況でございます。特に期日前投票前にエックスに投稿したところ、思ったよりも反響があり、SNSでも拡散をされまして、十分効果はあったというふうに考えてございます。

雑駁ですが、報告は以上でございます。

○森田委員長 御報告ありがとうございます。質問のある方は挙手にてお願ひいたします。

○だて委員 報告ありがとうございました。

本当に暑い中での選挙でございましたので、選挙公報の配布遅延については、本来あってはならないことではあるんですが、配布員の方の体調というところも、やはりそこは考慮しなきやいけない部分であろうと思っておりますので、仕方ないと言ってはいけない部分だろうと思うんですが、理解はしているところではあります。ただ、バックアップの体制ということがやはり大事だと思うんです。下のほうに、一番最後のところにも書いてありますけど、間に合いそうになければ応援を頼むとか、そういった連絡体制というものが今回、十分じゃなかつたんだろうなというふうには思っていますので、今後はそういうふうにすると書いてありますので、そこは徹底していただきたいと思っております。

それで、あと期日前投票のところについては、今回、ここの新庁舎で始まったということで、この付近の第四小近辺の期日前投票の投票率が非常に高く出ていると。もちろん、いずみホールでもやっているということで、ダブルでということありますので、あとcocobunjiプラザも1日増やしたということで、期日前投票と全体の投票率の差が多い所と少ない所があるんですが、その辺の相関について、担当として、どう認識されていらっしゃるか伺いたいと思います。

○戸部選挙管理委員会事務局長 これまででは、全体の投票率につきましては、比較的西側の地区のほうが投票率が高かったということで、例えば、国分寺高校や第三中学校がいつも高い投票率であったんですが、今回ばかりは、市役所が移転したというところがあるとは思うんですけども、この辺の地域の投票率が高くなつたということでございます。

相関関係につきましては、これまで、期日前投票所の付近の投票所につきましては、比較的、全体的に高い投票率でありましたので、今後、そういったことも踏まえながら、期日前投票所の配置等について、考えていく必要があるかなとは思っております。

○だて委員 期日前投票所の場所については、これまでも様々な議論があったことと認識しておりますし、旧庁舎跡地の所が今後どうなるのか、どういった形で期日前投票ができるかというところもあろうかとは思うんですが、そういったところも含めて、また、例の国立駅の高架下といったところも、市長も議員時代に再三にわたって求められておられましたが、やはり駅というところがポイントだと思います。

もちろん、高架下については国立市の御協力がないとできない部分ではあるんですが、これまでの答弁では、なかなか難しいということだったかなというふうに思っているんですけども、そこはこの数字を見る上でも、どうしても近くに期日前投票所があれば、皆さん、それなりに行かれると。結果的に、全体の投票率も上がるというところもあろうと思いますので、国立駅のほうも、今後、検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○戸部選挙管理委員会事務局長 これまで選挙管理委員会のほうでも、期日前投票所の配置の考え方につ

ましては、ある程度、結論づけているような状況でございます。

今後、そういった御意見も踏まえまして、選挙管理委員会のほうで、どういう配置にしていくのかというところについては、引き続き継続して検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○だて委員 分かりました。選管の皆さんともしっかりと協議をして、市長部局のほうとも、またいろいろと相談していただきたいと思います。住まわれる地域は別にしても、投票機会の公平性をできる限り担保していくということが大前提だと思いますので、そこはそういう形で目指していただきたいと思ってますので、引き続きよろしくお願ひします。

○森田委員長 ほかにございますか。

○はぎの委員 御報告ありがとうございます。先ほど、だて委員のほうからも質問がございましたけれども、この選挙公報の配布が遅れてしまったエリア、泉町二丁目、新町二丁目、あと光町一丁目でございますけれども、これ世帯数、部数で表していただいても、どちらでもいいんですけど、具体的にどのぐらいあったのか、お示しいただけますでしょうか。

○戸部選挙管理委員会事務局長 具体的に詳細な件数までは、選管では把握していないところでございますが、ただ、この地域に配布する方につきましては、1,000件以上の担当を受け持っていたということで、件数も多いというところもあったということで、最終的に金曜日までに配れなかつたというような状況でございます。

最も多い方については、1,500件ぐらい担当を受け持っているというような状況でございます。

資料の下にも書いてありますが、選挙のときは迅速に配布する必要がございますので、細分化などを今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○はぎの委員 分かりました。

1,500件というのは相当な数で、日中の熱中症対策を講じつつも、想像するだけでも相当な時間も労力もかかる中での配布だなということで、まずは本当に感謝を申し上げたいところであります。選挙公報を届けることも大事ですけれども、別の事故に発展するというのも、それもまた問題でありますので、今、御答弁にありましたとおり、部数の細分化というのが一番大事な部分であるかなと思いますので、引き続き再発防止に努めていただきたいというふうに思います。

また、先ほど御報告の中にありました投票済証の件でありますけれども、かなり好評だということで、私にもお声が届いております。今回、どのぐらいの数を用意されて、実際、欲しいということで受け取られた方はどのぐらいいらっしゃったのか、その辺も教えていただけますでしょうか。

○戸部選挙管理委員会事務局長 部数につきましては、都議選と参院選とともに作成したものが5,000部ということで、期日前投票所と当日投票所で使用しまして、残りがほんの僅かでしたので、大体4,500部から5,000部ぐらいは配布できたというような状況でございます。

○はぎの委員 具体的な数字をお示しいただきました、ありがとうございました。

中には「後から知ったが、欲しかった」というようなお声もありましたし、デザインも、職員の皆様、御担当の皆様の大変な御努力もありまして、すばらしい内容で好評だったというふうに、私も直接、お声を聞いております。

あとは「どこでもらえるのか分からぬ」とか、「特に何か配っているという周知がなかった」ということなので、今後、ぜひそういうところも周知していただきて、より多くの方にそういったところを知っていただいて、特に投票済証を示して割引等が使えるようなお店もありましたものですから、そういうた

ところで「もっと分かりやすくあればよかった」というお声もありましたので、今後、そういったところも進めていっていただきたいというふうに思います。特に御答弁は求めません。

○森田委員長 ほかにございますか。

○鈴木委員 先ほどからの質問で、ほぼ理解できたところではあるんですが、選挙公報のことについて少し確認させていただきたいと思うんですけれども、これまで、シルバー人材センターの方に、かなり委託されてきたと思いますが、委託事業者と選挙期間中に連絡を取り合って、配布状況を確認するということは、これまでやってきたのかどうか。今回、配布状況の把握ということが今後の再発防止策になっているというところですけれども、これまでどのように確認作業をされていたのか、お伺いします。

○戸部選挙管理委員会事務局長 選管でも、これまで事業者のほうに、1日ごとの配布状況について求めてきたところでございます。例えば、どの地域が何パーセント残っているのかというような情報は求めてきているところではございますが、なかなか事業者のほうでも、配布人数が大勢おりますので、瞬時にその辺の状況について把握することができないといった状況で、選管でもなかなか把握ができないというような状況でございます。

○鈴木委員 分かりました。今後、配布状況を把握することが再発防止策というふうにありますが、どのようにやっていくのかということを、もう少し、この課題を踏まえて整理していただく必要があるのかなと、今の御答弁を聞いて思ったところです。

それで、選挙公報って、そもそも郵送とかはできないのかなというふうに思ったんですけども、他市では事前に希望者に登録していただいた上で、郵送することができる所もあるようです。国分寺市で、例えば、選挙公報の郵送について検討があるのかどうか、その辺、確認したいと思いましたので、教えていただけますか。

○戸部選挙管理委員会事務局長 選挙公報の配布につきましては、様々な方法がございまして、例えば、新聞配達によるものもあります。私どもは市報の配布員に行っていただいておりますけれども、ただ、実際、今回みたいな告示期間の短い選挙につきましては、印刷してから配布員に回るまで、少なくとも2日ぐらいかかるということで、そういった問題が一番かなとは思っております。ですから、選管としましては、その印刷が仕上がって、配布員に渡すまでの期間を最短にしたいというところがございますので、そういうところの検討が必要かというふうには思っております。

○鈴木委員 分かりました。

今、私がお伝えした他市の状況も、選挙公報を郵送で欲しいという方が事前に登録されるというやり方なので、今回の配布遅延に関しては、ちょっと難しいのかなというふうにも考えます。

今、これだけ期日前の投票者数が増えている中で、本来なら、選挙が始まってすぐにでも情報をというふうに考えるのが有権者の皆さんのお考えだと思いますので、この辺に関しては、今後も少し考えていただくようになるかなと思いました。

あと今回、6月、7月と、本当に暑い時期が続いたということで、選挙に出られた皆さんは本当に大変だったと思いますけれども、投票に行く方々も大変で、選挙公報を配られたシルバー人材センターの方もとても大変だったと思います。体調不良なんかもあったのではないかと少し心配しているんですけども、熱中症対策を講じたというふうに書かれているんですが、この辺って、選管のほうから「熱中症対策をお願いします」というようにシルバー人材センターにお願いしたのですか。体調不良の声とか届いていたのかなと少し心配しているんですが、その辺はいかがだったでしょうか。

○戸部選挙管理委員会事務局長 仕様書の中では、特にそういったことまでうたってはいない状況でございますけども、シルバー人材センターとの事前打合せの際には、もちろんシルバーの方ですので、高齢ということで、猛暑の中、配布することが大変というところで、熱中症対策につきましても配慮しつつ行うということは、双方で確認をしているような状況でございます。

ただ、今回の選挙のように、投票日までが短い選挙につきましては、期間が短いということで、できるだけ早めに配ってほしいというような要望はしてございます。

○鈴木委員 分かりました。配布時間をずらして、暑い時間帯をなるべく避けていただくということ、今後もこの辺については当然されると思います。

最後になりますが、投票済証について、先ほど少し御紹介もありましたが、好評だったということで、今後も引き続きやっていただきたいと思いますし、はぎの委員もおっしゃっていたように、投票済証があるということを、何かしら投票所で分かるように置いていただくだけでも、そこで取られる方も多いのではと思いますので、その辺について、事前のＳＮＳでの周知のみではなく、投票所に行けば、ここにあるんだということが分かるような、そういった仕組みづくりを、ぜひ、次回以降、この投票済証のデザインの件に関してやるようでしたら少し検討していただきたいと思いますので、一言いただいて終わりたいと思います。

○戸部選挙管理委員会事務局長 投票済証につきましては、あらゆるところで周知をしていきたいというふうに思ってございます。

それから、投票を済ませた方が、すぐ目につくような、分かるところに投票済証を置くということも重要かと思いますので、そういったところも工夫してまいりたいというふうに考えてございます。

○森田委員長 ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なしということで、報告事項の2番を終了いたします。



○森田委員長 それでは、続きまして3番 その他です。

○佐藤契約管財課長 私からは、電子契約導入について報告をいたします。資料は1枚でございます。

内容としましては、当市において、今年12月から電子契約を導入するといった内容になります。

資料を御覧ください。

1番目、電子契約の概要の（1）経緯についてでございますが、御覧のとおり、G o v T e c h 東京が弁護士ドットコム株式会社と契約を締結し、クラウドサインというサービスの導入について、都内市区町村に声かけをしておりました。令和7年度に導入する自治体は、62団体中36団体でございまして、当市においても導入するといったものになります。

（2）概要についてでございますが、電子署名法に準拠した電子署名とタイムスタンプによって改ざん防止を図り、安全な電子契約を締結できるものとなってございます。

（3）メリット・デメリットについてですが、メリットにつきましては、手続にかかる時間や収入印紙などの費用が削減できるといった効果がございます。デメリットにつきましては、相手方の協力が必要となつてございます。

最後に2番目の導入の流れについてでございますが、来月10月に国分寺市契約事務規則の改正を行います。こちらは「契約書を2通作成しなければならない」と、紙を想定したものになってございましたので、

「電磁的記録を作成しなければならない」と、そういうような文言を追加する内容となってございます。

そして、11月には最終的な調整を行いまして、12月からの運用開始を図りたいと思っております。運用の際は、市のホームページにお知らせを掲載したいと思っております。

報告は以上でございます。

○森田委員長 御報告ありがとうございます。質問のある方は挙手にてお願ひいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 ないようですので、続きまして、その他の報告がございましたらお願ひします。

○佐藤契約管財課長 損害賠償の額の決定に係る専決処分について、報告をいたします。資料はございませんが、先週、議員の皆様のお手元に届いたものの内容と一緒にすることになってございます。

令和7年8月28日、西恋ヶ窪四丁目の清掃センターがあった場所付近の、以前、クランクの交差点があった所で、現在は十字の交差点になっておりますが、こちらに隣接する市が管理する土地において、当課職員が草刈り機を使用して草刈りを行っておりました。その際に小石が飛び、隣接する建物の窓ガラスにひびが入ってしまったという事故がございました。なお、人への被害はございませんでした。このことについて、損害賠償額が3万5,200円であり、市長の専決事項の指定について、損害賠償額が50万円以下であるため、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年9月3日に専決処分としたため、報告するものでございます。

予算につきましては、同じ事務事業の中から流用してございます。

私からの報告は以上です。

○森田委員長 報告が終わりました。質問のある方は、挙手にてお願ひいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なしということで、続きまして、その他の報告をお願いいたします。

○桑田市民課長 私からは、戸籍に記載される振り仮名通知書の発行について、口頭で御報告させていただきます。令和6年第3回定例会、また令和7年第2回定例会の総務委員会で御報告させていただいた件となります。

令和7年8月6日水曜日に、本市が本籍地の方に、戸籍に記載される氏名の振り仮名通知書を発送しております。発送通数は4万6,259通となります。

発送についてのデータ抽出基準日が令和7年5月26日でございまして、この時点での本籍数が3万8,680戸籍、それから戸籍に記載されている本籍人口数が9万5,029人となってございます。

なお、これまでの届出件数につきましては、令和7年8月31日現在で集計を行ってございます。窓口、他市からの通知による届出が57件、マイナンバーカードを利用したマイナポータルからの報告が586件となってございます。

振り仮名が誤っている場合は、令和8年5月25日までにマイナポータルもしくは市役所の窓口等で届け出でていただくことになりますが、通知に記載されています振り仮名が本人の認識と一致している場合は、期間内に届出をしなくても、令和8年5月26日以降に順次、通知の振り仮名が戸籍に記載されることとなってございます。そのため、届出は不要でございます。

報告は以上となります。

○森田委員長 御報告ありがとうございます。質問のある方は挙手にてお願ひいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なしということで、続きまして、その他の報告をお願いします。

○岡田スポーツ振興課長 戸倉第二テニスコートの人工芝張り替えの工期について御説明申し上げます。

資料はございません。

本年第2回定例会で補正予算を可決いただきました戸倉第二テニスコートの人工芝の張り替えの工期ですが、本年10月6日から10月31日までとなりました。

市民への周知については、9月1日号市報、ホームページなどで実施しております。

報告は以上です。

○森田委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なしということで、その他、御報告等ございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なしということですので、以上で報告事項を終了いたします。

それでは、以上で本日の総務委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後0時10分閉会